

広島県告示第六百三三号

広島県立広島がん高精度放射線治療センター設置及び管理条例（平成二十六年広島県条例第四十九号）別表第二の規定により、広島県立広島がん高精度放射線治療センターにおける器具その他物品の利用料金を次のように定め、令和元年十月一日から施行する。

なお、平成二十九年広島県告示第三百六十九号（広島県立広島がん高精度放射線治療センター設置及び管理条例別表第二の規定による器具その他物品の利用料金）は、令和元年九月三十日限り、廃止する。

令和元年九月九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

区		分		単	位	金	額
X線フィルムコピー（CT及びMRIの画像を含む。）		記録媒体DVD	一枚につき	一枚につき		一、一九〇円	
		記録媒体CD	一枚につき			一、一八〇円	